

ビルクリーニング分野

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生課

○分野、区分の概要

建築物内部の清掃

○従事する主な業務

・ 多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務。

○想定される関連業務

- ・ 資機材倉庫の整備作業
- ・ 建物外部洗浄作業（外壁、屋上等。ただし高所作業を伴う窓ガラス・外壁清掃作業は除く。）
- ・ 客室整備作業（ベッドメイク含む。）
- ・ 建築物内外の植栽管理作業（灌水作業等）
- ・ 資機材の運搬作業（他の現場に移動する場合等）

○その他特記事項